

平成26年度補正 最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業 «よくある質問と回答»

«補助対象機器等について»

No	区分	質問	回答
1	補助対象機器等	最新モデルは2005年度の発売ですが、補助対象となりますか。	2005年1月1日以降に販売開始された最新モデルの省エネルギー機器等は、補助対象となります。 加えて、補助対象カテゴリー表に記載のある機器等であること、同一製造メーカー内の一代前のモデルと比較して年平均1%以上の省エネルギー性能が向上していることが要件となります。 この要件適合の確認は証明書発行団体の審査によりますので、補助対象となるかどうかは製造メーカー等にお問い合わせください。
2	補助対象機器等	導入を考えている機器等は、一代前のモデルがありません。どうすればいいですか。	一代前のモデルが無い機器等であっても、各製造メーカー等が、証明書発行団体に該当機器等の性能証明書発行の申請を行う場合があります。 まずは、当該機器等の製造メーカー等に補助対象となるかどうか、お問い合わせください。
3	補助対象機器等	一代前のモデルがない機器等が、補助対象機器等として性能証明書が発行される場合は、どのようなケースが考えられますか。	一代前のモデルと比較をすることが困難である機器等については、最新モデルであることが要件となります。ただし、これは新設会社における第一号製品など、非常に限定的な場合のみであるとして、考えています。 当該機器等の製造メーカー等は一代前のモデルがない新商品であっても、社内の類似する機能・性能を持つ機器等(同じシリーズでなくとも)を特定し、その機器等との比較によって、証明書発行団体へ性能証明書の発行申請を行う場合があります。 まずは、当該機器等の製造メーカー等に補助対象となるかどうか、お問い合わせください。
4	補助対象機器等	導入を考えている機器等が1%満たしているかどうかは、どこで確認できますか。	該当機器等の、年平均1%以上の省エネルギー性能向上の要件確認は、製造メーカー等と証明書発行団体の間で確認します。 まずは、当該機器等の製造メーカー等に補助対象となるかどうか、お問い合わせください。
5	補助対象機器等	公募期間中に後継機種が発売され、最新モデルが更新された場合、モデル更新前に取得した性能証明書は有効ですか。	製造メーカー等が証明書発行団体に申請した日付時点において、該当の機器等が最新モデルであれば、その性能証明書は有効となります。
6	補助対象機器等	断熱材や断熱塗料なども補助の対象となりますか。	補助対象となるものがあります。(補助対象カテゴリー表⑫建築材料を参照。) 補助対象となるかどうか、製造メーカー等にお問い合わせください。
7	補助対象機器等	既設ボイラーを置き換える際、予備として既設のボイラーを残してもいいですか。	本補助金制度は、既設設備を予備設備として残置するかどうかは問いません。
8	補助対象機器等	蓄電池は補助対象ですか。	蓄電池は補助対象外です。
9	補助対象機器等	LED照明は補助対象ですか。	「光源単体」は、補助対象外です。 LED照明器具であれば、補助対象となり得ます。まずは、製造メーカー等にお問い合わせください。
10	補助対象機器等	LED照明器具を交換するのと一緒に、照明自動点滅装置の導入を考えています。この照明自動点滅装置は、補助対象ですか。	照明自動点滅装置を有する照明器具(例えば、LED照明器具)は、補助対象となり得ます。(補助対象カテゴリー表⑩照明器具を参照。) まずは、導入を検討している当該機器の製造メーカー等に補助対象となるかどうか、お問い合わせください。
11	補助対象機器等	太陽光パネルは対象ですか。	太陽光パネルは対象外です。
12	補助対象機器等	屋外で使用される照明器具(街灯、広告、看板等)に使われる照明器具は、補助対象外となっています。 ゴルフ練習場やスキー場の照明器具も対象外になりますか。	不動産登記された建物に付帯している照明設備は、補助対象となり得ます。 ただし、この場合であっても、広告、看板等を照らす用途の照明は、補助対象外です。 また、運動場やゲレンデを照らすために土地に立っている照明器具も、補助対象外です。 【参考】 ゴルフ練習場の建物(登記済み)に、取り付けられた照明設備は補助対象となり得ます。
13	補助対象機器等	補助対象カテゴリー表に該当しないと思われる機器等は、全て補助対象外ですか。	当該機器等が、補助対象カテゴリー表に該当するか否かは、その機器等の製造メーカー等の判断となり、性能証明書の発行申請がされた場合であっても、証明書発行団体の審査結果によることとなります。 まずは、当該機器等の製造メーカー等に補助対象となるかどうか、お問い合わせください。

平成26年度補正 最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業 «よくある質問と回答»

14	補助対象機器等	ポンプは、補助対象になりますか。 ポンプ単体として、補助対象カテゴリー表に見当たりません。	補助カテゴリー表⑤電気使用設備の欄外の注釈をご覧ください。 「電気使用設備において、インバータ制御されたポンプは、補助対象となり得ます。(参考としてインバータ制御されたプロワー、コンプレッサーも補助対象となり得ます。)
15	補助対象機器等	補助対象カテゴリー表のNo.129生産・製造設備(高効率誘導モータ、永久磁石同期モータ、サイリスタモータ、極数変換モータを実装したもの)について、どのような機器等が対象になるのですか。	補助対象カテゴリー表で明示されている4種類のモーターを実装する生産・製造設備であれば、補助対象となります。ただし、当該生産・製造設備を導入する事業所の業種が1次産業・2次産業に該当しない場合は補助対象なりません。 まずは、導入予定の事業所の業種を確認頂き、その後、具体的な機器等について、導入を検討している当該機器等の製造メーカー等に補助対象となるかどうか、お問い合わせください。
16	補助対象機器等	補助対象機器等の周辺設備は補助対象になりますか。	本補助金は、証明書発行団体により性能証明書の発行を受けた機器等が補助対象となります。 製造メーカー等が、機器等とその周辺設備が一体不可分であるとして、証明書発行団体へ性能証明書発行を申請し、審査の後、性能証明書発行を受けた該当機器等は、周辺設備を含めて補助対象となります。

«見積りとリース利用について»

17	見積り	3者以上の見積書の取得(3者見積り)は、製造メーカー等に対して依頼するのでしょうか。	製造メーカーを特定した1つの機器等に対して、異なる3者の販売会社等から、見積りを取得してください。 例:○○メーカーが製造した△△(機器名)を販売している3者から見積りを取得
18	見積り	リースを利用する場合は、リース事業者3者の見積りが必要なのでしょうか。	リース事業者3者の見積りは、3者見積りとなりません。 リースを利用する場合は、リース事業者と機器等使用者の共同申請とし、リース事業者が、調達先3者の見積りをそろえる、又は機器等使用者が機器等の、販売会社3者の見積りをそろえるようにしてください。 【参考】 リース事業者と機器等使用者が共同申請を行う場合、そのリース料は補助金相当分を割り引いて料金設定をする必要があります。このため、3者見積りとしては調達先(又は販売会社)の3者分をそろえる必要があります。
19	見積り	3者見積りをした際に、機器等の購入費の合計が最低価格となる業者と、工事費を含めた合計金額が最低価格となる業者が異なる場合は、どのようにしたらいですか。 また、工事費を含む合計金額に最低価格をつけた業者を選定することはできませんか。	3者見積りによって決定するものは、導入を予定している機器等ごとの最低価格を合計した総額です。交付申請時には、この総額に補助率を乗じた金額を、補助金額の上限として申請いただきます。 実際の発注先は、見積依頼をした3者以上の業者の中であれば、どこに発注しても構いません。 ただし、その場合、交付決定時の補助金額が上限額となるため、補助率が1/2、又は1/3を下回る場合があります。 詳しくは、公募要領及び「交付申請の手引き」の該当ページをご確認ください。
20	見積り	例えば、異なる5種の機器等を同時に導入し、かつ、その5種の機器等は、まったく別々の業者から導入せざるを得ない場合は、5種の機器等×3者見積りで合計15社に対して、見積り取得となりますか。	原則、15社分の見積書を取得する必要があります。
21	見積り	3者見積りは極端な例をあげれば、機器等だけの見積りでよいですか。 (申請時に添付する見積書は、製品価格のみを記載した見積書だけでもよいですか。)	交付申請をする機器等の購入費(補助対象経費)に対してのみ、3者見積りが必要です。機器等だけの3者見積りでも構いません。 しかしながら、機器等の設置、検収、支払が全て完了することにより事業完了となりますので、実際の発注について考えた場合、工事費等(補助対象外)を含む見積書を3者分取ることになるかと思われます。その場合、機器等の購入費が区分され確認できるようになっている必要があります。
22	見積り	A社が設計を行った設備について3者見積りを取る際に、A社、B社、C社の3者見積りで問題はありませんか。 A社が3者見積りの業者として認められない場合は、実施設計を他社に依頼することも考えています。	導入を予定している機器等について、3者見積りによって価格の妥当性が確認出来れば問題ありません。 本補助金事業は、製造メーカー等及び型番を指定しての3者見積りになるため、本件のような事例はありうるものと思われます。
23	見積り	受注生産や代理店制のため、購入先が限られている場合、3者見積りをとることが現実的に不可能に近いです。 この場合は、どうすればいいですか。見積書は3者分が揃わなくてもよいですか。	原則は、3者見積りが必要です。 購入先が限られ、3者分の見積りを取得できない場合、取得できない旨を記載した理由書の提出が必要となります。 詳しくは「交付申請の手引き」の該当ページをご確認ください。
24	見積り	見積りを作成する際、値引きはどのように記載したらいいですか。	原則、機器等ごとに値引き後の最終金額を記載してください。 値引き項目を記載する際は、合計金額から一括で値引きするのではなく、何に対しての値引きなのかがわかるよう、補助対象外も含め、費目、機器等ごとに値引きした金額、値引き後の最終金額が明確にわかるように記載してください。 詳しくは「交付申請の手引き」の該当ページをご確認ください。
25	見積り	公募前の見積書は有効でしょうか。	見積書については、交付申請日が見積書に記載してある有効期間内であれば問題ありません。

平成26年度補正 最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業 «よくある質問と回答»

26	リース	「レンタル」契約でも申請可能ですか。	レンタル契約での申請はできません。リースを利用する場合、補助対象となる機器等は原則として、法定耐用年数の間使用することを前提としたリース契約となります。
27	リース	交付決定後に、リース事業者を変更する事は可能ですか。	原則、認めておりません。やむを得ない場合は、まずはSIIにお問い合わせください。
28	リース	リースを利用する場合、事業者としてどちらを実施計画書の補助事業者1(主申請者)として記入するのですか。	機器等使用者を補助事業者1(主申請者)としてご記入ください。

«補助対象事業にすること(要件、事業内容、完了報告書類)について»

29	要件	中小企業者の定義を教えてください。	中小企業基本法第2条に準じて定義しています。中小企業者に該当するかどうかは、登記簿謄本や決算書・事業報告書等より従業員数と資本の額等で確認します。 ただし、上記の条件で中小企業者であっても、「みなし大企業」とみなされる企業は中小企業者から除きます。 また、医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、NPO法人、地方自治体等は、中小企業者に該当しません。 詳しくは、公募要領の8ページをご確認ください。
30	要件	医療法人、学校法人、宗教法人、地方自治体は申請できますか。	申請可能です。ただし、医療法人、学校法人、地方自治体等は、小規模な場合であっても、中小企業者には当たりませんのでご注意ください。
31	要件	法定耐用年数はどのようにして調べることができますか。	財務省令の別表「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。 (ご参考) http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40F0340100015.html
32	要件	プロワーを入れるのに基礎工事が必要です。この基礎工事は補助対象となりますか。	対象外です。 本補助金は、補助対象機器等の購入費のみ補助対象となります。
33	要件	業種に当てはまるものがみつかりません。	業種(日本標準産業分類)から、主とされている業務を選択することとなります。 商業登記簿等の該当箇所をご確認ください。
34	要件	テナントの者ですが、工事の関係で9月に退去がほぼ決まっています。申請は可能ですか。	退去が決まっている場合、申請から交付決定、事業の完了報告書類の提出までの期間を鑑みると、申請は難しいと思われます。 補助対象事業者の要件として、法定耐用年数の間、導入機器等を継続的に維持運用できることを求めております。
35	要件	テナントとして店舗経営をしています。 申請をしたい場合は、どのようにすればよいですか。共同申請になりますか。	テナント経営の方が単独で申請する場合は、建物の所有者の了解を得た上で単独申請をすることとなります。又、業務ビル・商業施設のオーナーが一括で全テナントの機器等を入れ替える場合は、オーナーとテナント経営者が共同申請として申請することもできます。 その場合、オーナーが機器等所有者、テナント経営の方が機器等使用者となります。 詳しくは、公募要領36ページをご覧ください。
36	事業内容	複数事業所を合算しなければ、補助金額の下限額となる50万円を超ません。	事業所単位(1つの事業所)で「補助金額が50万円」を超えることが申請条件となります。
37	事業内容	1事業所あたりの補助金下限額は50万円と記載がありますが、その場合の補助対象経費は100万、又は150万円となります。その経費は税込ですか。	消費税は補助対象外のため、税抜となります。

平成26年度補正 最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業 《よくある質問と回答》

38	事業内容	すでに着工した事業や、すでに機器等を購入した事業も対象となりますか。	交付決定前に契約、発注、工事等を行っている事業は補助対象外となります。
39	事業内容	補助金申請を2件以上出すことは可能ですか。	同一の事業者は、本事業期間において原則1回のみ申請ができます。ただし、複数事業所をまとめて、1申請として申請することができます。
40	事業内容	「割賦」契約でも申請可能ですか。	リースを利用する場合、設置事業者とリース会社等との共同申請とし、2社間で割賦取引とすることは可能ですが、補助事業に係る全ての支払いは「現金払い(金融機関による振込)」となりますので、割賦での支払いはできません。
41	事業内容	本補助金と税制優遇との並行申請は可能ですか。	本補助金と生産性向上設備投資促進税制及びエネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)との併用は認められていないため、どちらか一方の申請としてください。その他の税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせください。
42	事業内容	補助対象機器等が、国または地方自治体の補助金を受けている場合でも対象となりますか。	同一の機器等に対し、今回の補助金と、財源を国庫とするその他の補助金の双方を2重に使うことはできません。また、地方自治体の補助金については併用される補助金の制度により異なりますので、併用を検討している補助金の担当窓口にお問い合わせください。
43	事業内容	利益等排除の対象となる調達先について教えてください。 【参考】 関連会社と関係会社について教えてください。	次の3社となります。 (1)補助事業者自身 (2)100%同一資本グループ企業 (3)補助事業者の(2)を除く関連会社 【参考】 「関連会社」 ⇒会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定にに対して、重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等 「関係会社」 ⇒財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等
44	事業内容	ギャランティード・セイビングス契約にてESCO事業を実施することはできますか。	本補助金でのESCO事業についてはギャランティード・セイビングス契約も可能です。その場合、ESCO事業者は申請者に含まず設備所有者が責任をもって運用管理する必要があります。また、シェアード・セイビングス契約については、ESCO事業者と設備所有者との共同申請となります。
45	完了報告書類	導入前写真とは、具体的に何を撮影すればいいのですか。 機器等の増設・新設の場合は設置場所に何も設置していないことがわかれればいいのですか。	必要な写真は、 ①設置予定地の工事前の状況が分かる写真。 ②設置予定地の工事完了後の状況が分かる写真。 です。 新規設置の場合は、工事前の写真にて機器等が無い状況が分かる様にして頂く必要があります。また、目印となるものを一緒に撮影してください。 (なお、断熱材や塗料等、又は設置後に現物の確認ができない機器等については、工事中の写真も必要です。) 詳しくは「交付申請の手引き」の該当ページをご確認ください。
46	完了報告書類	完了報告書類とは、具体的に何を報告すればいいですか。	機器等の設置が完了し、費用などを業者に払い終わって事業が完了したことについての証拠書類等を報告いただきます。 詳しくは、後日公開予定の「完了報告の手引き」をご参照ください。
47	完了報告書類	「事業完了」とはどういう状態なのか教えてください。	補助事業に関する全ての機器等の設置が完了し、本補助事業に関する全ての支払いが終了している状態のことです。 また、導入した機器等がきちんと運用開始されている必要があります。
48	完了報告書類	事業開始が事業所ごとに異なり、事業完了までに2年かかる予定ですが、申請できますか。	本事業では、複数年度事業(機器等導入に2年以上かかる事業)の申請はできません。平成28年1月29日までに完了報告書類の提出が出来る事業所のみをご申請ください。

《その他》

49	その他	7月に代表者が変更になります。申請日は6月27日を予定しているので申請書は今の代表者でいいのでしょうか。	申請日の代表者で申請ください。代表者の変更があった後、代表者の申請情報変更届を提出していただきます。 また、申請時に7月中旬に代表者が変更になる旨を記載した書類を添付してください。
50	その他	SIIに登録された証明書発行団体はどこかに公表されますか。	SIIのホームページ上にある、当該事業のページ内に公表されています。 また、証明書発行団体の登録申請受付期間は平成27年4月30日までとなっています。
51	その他	補助金の振込先は、機器等の使用者ですか。	機器等の所有者として、補助事業に要する経費を直接負担する事業者です。例えばリースを活用した共同申請の場合、リース事業者となります。